

## 次期空家等対策計画の策定について

## 1 趣旨・必要性

仙台市では、平成 26 年 4 月に仙台市空家等の適切な管理に関する条例を施行し、管理不全な空家等の対策や利活用に関する施策を進めてきた。現在の仙台市空家等対策計画は、平成 27 年 5 月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画で、今年度末に計画期間満了を迎えるため、次期計画を策定する必要がある。

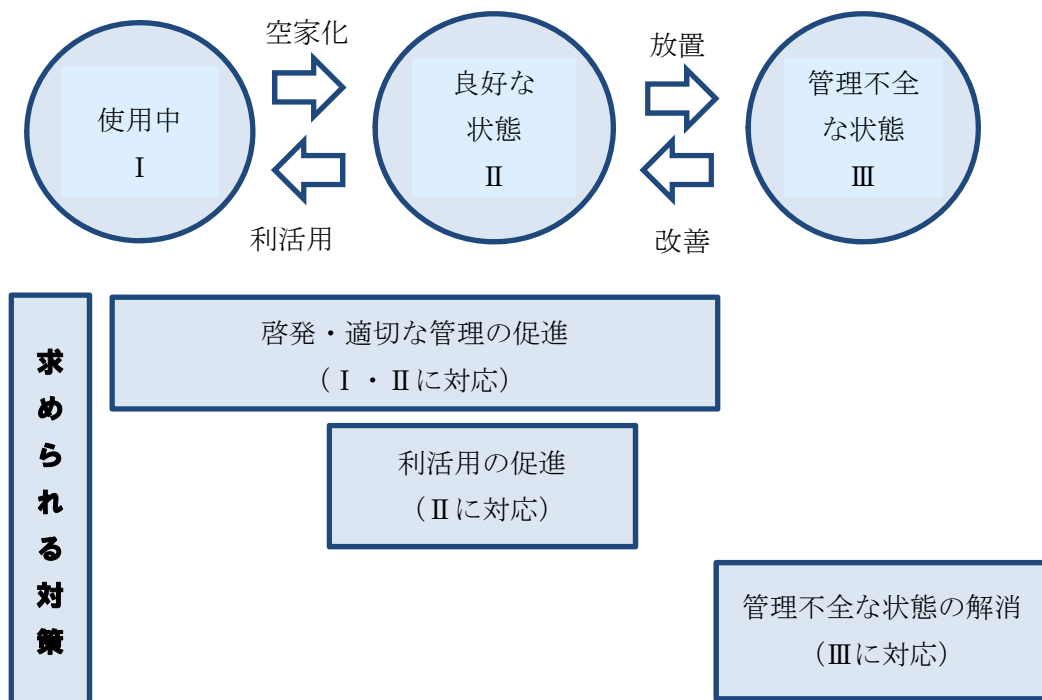
## 2 計画期間

令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）

## 3 計画内容

現状の分析・課題等を踏まえ、次期計画では、法の規定に基づいて所有者等による適切な管理促進、空家等の利活用、特定空家等への対処、住民からの相談等の内容を取りまとめる。

- 【方向性】
- ・空家等になる以前からの情報提供（Ⅰに対応）
  - ・所有者等が正確に把握できる環境づくり（Ⅰ～Ⅲに対応）
  - ・空家等の専門的な相談の充実（Ⅰ～Ⅲに対応）
  - ・空家等の利活用の促進に関する取り組み（Ⅱに対応）
  - ・空家等の除却の促進に関する取り組み（Ⅲに対応）



#### 4 審議について

仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置し、部会委員は同会議委員と各関係団体からの推薦等による専門委員の合計10名で構成して審議を行う。

#### 5 スケジュール（予定）

令和3年5月	第1回部会（現状、現計画まとめ）
8月	第2回部会（骨子案） 仙台市空き家対策ネットワーク会議への情報提供（骨子案）
11月	第3回部会（中間案）
12月	市民意見徴収（パブリックコメント）
令和4年2月	第4回部会（パブコメ結果・最終案）
3月	次期空家等対策計画の策定